陳　情　回　答　書

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1．安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。
保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

民生課
第６期（平成 27～29 年度）の保険料は所得段階を１２段階へ細分化しており、所得に応じた負担区分とし、低所得者への負担軽減を行っています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

民生課
今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

民生課
国の基準に基づいて実施しています。

(2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

民生課
平成27年3月に特別養護老人ホームが開所しました。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

民生課
地域包括支援センターを1ケ所設置（日常生活圏域：1つ）しており、大治町社会福祉協議会に委託しております。

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

民生課
国の基準を参考に検討します。

④介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

民生課
財政的な支援は考えておりません。

(3)総合事業について

①総合事業移行にあたっての考え方

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

民生課
国の基準を参考に検討します。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

民生課
今後、検討していきます。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

民生課
今後、検討していきます。

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

民生課
今後、検討していきます。

②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

民生課
要介護認定申請を拒むものではありません。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

民生課
今後、検討していきます。

③総事業費の確保と必要な補助（助成）

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

民生課
今後、検討していきます。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助（助成）を行ってください。

民生課
今後、検討していきます。

(4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

民生課
毎年6月に民生委員の協力を得て、65歳以上のひとり暮らし高齢者の実態調査を調査し、見守りを必要とする方の把握を行っております。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

民生課
総合福祉センター発の福祉巡回バスが町内をA・Bの2つのコースに分かれて回り、月曜日から金曜日(平日のみ)まで1日4回運行しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

民生課
閉じこもりや認知症を予防するために、介護予防事業の充実に努めています。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

民生課
公営住宅の整備については、考えておりません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

民生課
配食サービスは、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、アセスメントを実施したうえで毎週1回、安否確認を兼ねて実施しております。
また、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、高齢者の方が交流できる場として実施している「ふれあい交流会」に会食を取り入れております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

民生課
今のところ、実施の予定はありません。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

税務課
障害者控除の対象となる障害者の範囲は、地方税法施行令第7条で規定されており、その中で介護保険法の要介護認定者は規定されていませんので、障害者控除の対象とはなりません。ただし、精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は対象となります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

民生課
自主申請により認定書の交付を行っておりますので、個別に送付することは考えておりません。

2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

民生課
実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行なっております。電話及び窓口へ保護の相談があれば、速やかに県福祉事務所へ通報し、適切に対応しています。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。

民生課
実施機関である県福祉事務所が保護の決定に関する調査を行なっております。

③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

民生課
地域の実情にあった行政サービスの充実に努める必要があると考えております。

★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

民生課
現在のところ、県福祉事務所の職員が就労支援や生活指導に対応しております。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

民生課
現在のところ、町の生活保護担当職員として、警察官の OB の配置は予定されておりません。

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

民生課
現在のところ、県福祉事務所の職員が就労支援や生活指導に対応しており、電話及び窓口へ相談があれば、速やかに県福祉事務所へ連絡し、対応しています。

★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

民生課
実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行なっており、対応しています。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア．重度障害者加算を算定している人や要介護度が 3 以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1．3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

民生課
実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行なっており、対応しています。

イ．上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

民生課
実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行なっており、対応しています。

3．税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

収納課
納税者個々に実情が異なるため、生活実態や収入状況などの聞き取りを行い、税負担の公平性を確保するためにも、早期完納を目指して相談に応じ、分納などで対応をしている。
滞納整理機構については、引き続き参加していく。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

収納課
法律で差押が禁止されている財産については、差押をしていない。
納税者個々に実情が異なるため、生活実態や収入状況などの聞き取りを行い、税負担の公平性を確保するためにも、早期完納を目指して相談に応じ、分納などで対応をしている。

4．国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

保険医療課
財源の問題もあり考えておりません。

★②保険料（税）について

ア．これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。

保険医療課
保険税の性質上、給付と負担のバランスを考慮し、保険事業の安定化を図るため、必要に応じて税率の改正を行っています。
一般会計からの繰入れは毎年実施しており、町財政の許す限りの繰入をしています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

保険医療課
財源の問題もあり考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1．4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

保険医療課
財源の問題もあり考えておりません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1，000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

保険医療課
財政面からもこのような要件は考えておりません。

★③保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

保険医療課
今まで資格証明書を発行したことはありません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

保険医療課
給付の制限はしていません。

ウ. 保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

保険医療課
滞納額を完納及び分割納付等により滞納額の完納が見込まれる場合などに短期保険証の解除を行っています。

エ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

保険医療課
短期保険証を交付する際に面談を行うので、当然、生活実態の把握に努めています。それで減免規定の適用ができれば減免を行います。また、当町では「弁護士による多重債務相談」を実施しているので、該当する希望者には周知をしています。

差し押さえ等については、分納などに応じない悪質滞納者に対して行っていく方針です。国保への加入については、広報、HPなどで周知しており、転入時にも住民課で国保の加入の有無を聞いています。無保険者への調査を実施することは考えていません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1．4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

保険医療課
国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱では、
基準生活費の115%以下の世帯　一部負担金　免除
基準生活費の115%を超え130%以下の世帯　一部負担金　1/2免除
基準生活費の130%を超え140%以下の世帯　一部負担金　徴収猶予
としています。
制度の周知については、広報等で行っています。

5．福祉医療制度について

★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

保険医療課
子ども医療については、平成24年4月に拡大を行ったが、その他については、現行の制度で行っていく考えです。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

保険医療課
平成24年4月から通院に伴う医療費を中学校卒業までに拡大を行ったが、それ以上の拡大は現在考えておりません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

保険医療課
財源の問題もあり考えておりません。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

保険医療課
福祉医療費助成に対する国保の国庫負担削減のために限定して一般会計から繰り入れすることは考えておりません。

6．子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

子育て支援課
ひとり親家庭等の児童を一時的に養育・保護するため、平成27年度から子育て短期支援事業を実施している。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1．4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

学校教育課
現在、生活保護基準の 1.2 倍未満の世帯が対象。1.4 倍以下の世帯とするかどうかは、検討

中です。
年度途中でも申請できるよう、全児童生徒の保護者に対して4月に制度の案内チラシを学校から配布し、広報にも案内を掲載しています。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

学校教育課
学校給食法によって施設・設備経費・職員の人件費は設置者の負担とし、それ以外を保護者負担と定められています。町としては、保護者負担を少しでも軽減できるよう、補助金を出しています。
給食費が未納であっても、給食を食べさせないなどのことはしておりません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

子育て支援課
平成26年度に保育所分園を増築し、利用定員を 20 名増員した。地域型保育事業については、連携施設を確保するよう要請し、保育の格差が生じないよう努める。

⑤児童虐待や"いじめ"の早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

子育て支援課
平成26年度から、子育てに対する悩みを気軽に相談できるよう、子育て支援課において、保育士資格を有した子育てサポート相談員の専門職を配置した。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

子育て支援課
家賃補助について、子育て支援策としては実施の予定はないが、愛知県の母子父子寡婦福祉資金や県営住宅への優先入居等の制度を案内することにより、相談に対応していく。

⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

保健センター
今のところ実施予定はありません。

7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

民生課
障害福祉サービスの利用については、聞き取り等を通じて希望するサービスが利用できるよう努めております。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

民生課
原則通学・通所・通勤については認めて降りませんが、短期あるいは緊急などの必要な場合については柔軟に対応しております。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

民生課
今のところ実施の予定はありません。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

保健センター
今のところ実施する予定はありません。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65 歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

民生課
申請時に制度の説明等は行っております。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

民生課
今のところ実施の予定はありません。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

民生課
今のところ実施の予定はありません。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

民生課
障害福祉サービスの相談支援事業は国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

保健センター
今のところ実施する予定はありません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

保健センター
今のところ実施する予定はありません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

保健センター
風しん抗体検査の結果、風しんワクチン接種が必要な妊娠を希望する者(経産婦は除く)には、助成を行っています(MR5,000 円、風しん 3,000 円)。
夫を対象とした風しんワクチン接種の助成は、実施する予定はありません。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

税務課
意見書・要望書の提出は考えておりません。

②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

住民課
今後の国の動向を見守っていきたいと考えております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

民生課
意見書・要望書の提出は考えておりません。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

保険医療課
意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

保険医療課
意見書・要望書の提出は考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

保険医療課
意見書・要望書の提出は考えておりません。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

保険医療課
意見書・要望書の提出は考えておりません。

③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

保険医療課
意見書・要望書の提出は考えておりません。

(2)県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

保険医療課
意見書・要望書の提出は考えておりません。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

保健センター
意見書・要望書の提出は考えておりません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

保険医療課 意見書・要望書の提出は考えておりません。

②一部負担金減免について、生活保護基準の1．4倍以下の世帯も対象としてください。

保険医療課 意見書・要望書の提出は考えておりません。

③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

保険医療課 死亡届出をチェックし、可能な限り対象者への申請を勧奨しています。

以上